

第10期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画（案）

令和4年〇月

群馬県環境森林部

目 次

第 1 計画策定の意義等

- 1 計画策定の意義 1
- 2 計画の性格 1
- 3 計画期間 1
- 4 対象とする容器包装廃棄物の種類 2

第 2 市町村分別収集計画策定状況

- 1 第10期市町村分別収集計画の策定状況 2
- 2 各年度における容器包装廃棄物の市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量（法第 9 条第 2 項第 1 号） 3
- 3 各年度における特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（法第 9 条第 2 項第 2 号） 3
- 4 各年度における法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（法第 9 条第 2 項第 3 号） 3

第 3 分別収集の促進に関する事項（法第 9 条第 2 項第 4 号）

- 1 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及 5
- 2 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進 5
- 3 その他の分別収集の促進に関する事項 6

別表 1 市町村の分別収集計画の対象品目 8

別表 2 市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量 9

別表 3 市町村別の特定分別基準適合物ごとの分別収集の見込量 10

別表 4 市町村別の法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の分別収集の見込量 17

第1 計画策定の意義等

1 計画策定の意義

容器包装廃棄物は、一般廃棄物の容積比で約6割、重量比で2～3割と大きな割合を占め、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組が非常に重要であることから、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）によって、平成9年4月から分別収集及び再商品化が開始された。法は平成18年6月に改正され、リサイクルより優先されるべき排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）を更に推進することとされた。

近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行された。

県においては、環境中に排出されるプラスチックごみをなくすこと等を目指し、令和元年12月に2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」（宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」）を行った。令和3年3月には、同宣言の内容も踏まえ「第三次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定、環境負荷の抑制、廃棄物適正処理等を更に推進しながら、環境と経済の好循環の創出による持続可能な循環型社会の構築と脱炭素社会の実現を目指している。更に令和4年3月には、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例を制定し、プラスチックごみ「ゼロ」等の実現に向けた取組を推進しているところである。

容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集及び再商品化を促進するため、県は、法第8条に基づき市町村が策定する分別収集計画を踏まえ、法第9条に基づき「群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」を9次にわたり策定してきた。

今回策定する「第10期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」（以下「10期県計画」という。）は、これまでの取組とともにプラスチックごみ「ゼロ」の実現に向け、容器包装廃棄物のより一層の排出抑制等を促進するため、新たな計画として策定するものである。

2 計画の性格

「10期県計画」は、市町村が策定した第10期市町村分別収集計画（以下「10期市町村計画」という。）に適合するとともに、県内の容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進等の取組を計画的に推進するため、県が策定する計画である。

なお、都道府県は、「都道府県容器包装廃棄物分別収集促進計画」を、5年を一期として、3年ごとに定めることが法により義務付けられている。

3 計画期間

計画期間は令和5年度から令和9年度までの5か年間とする。

4 対象とする容器包装廃棄物の種類

容器包装廃棄物のうち、法で定める以下のものを対象とする。

- 主としてガラス製のもので、無色のもの（以下「無色ガラス」という。）
- 主としてガラス製のもので、茶色のもの（以下「茶色ガラス」という。）
- 主としてガラス製のもので、無色又は茶色以外のもの（以下「その他ガラス」という。）
- 主として紙製のもので、段ボール、紙パックを除いたもの（以下「その他紙」という。）
- 主としてポリエチレンテレフタレート製のもので、飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの（以下「ペットボトル」という。）
- 主として、プラスチック製のもので、ペットボトルを除いたもの（以下「その他プラスチック」という。）
- その他プラスチックのうち、白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）
- 主として鋼製（スチール製）のもの（以下「スチール缶」という。）
- 主としてアルミニウム製のもの（以下「アルミ缶」という。）
- 主として段ボール製のもの（以下「段ボール」という。）
- 主として紙製のもので、飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。以下「紙パック」という。）

第2 市町村分別収集計画策定状況

1 第10期市町村分別収集計画の策定状況

県内の全ての市町村が、10期市町村計画を策定している。なお、策定された10期市町村計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画策定主体

- ア 個別市町村による策定 21市町村
- イ 一部事務組合による策定 5組合（表1参照）

表1 一部事務組合とその構成市町村

一部事務組合名	構成市町村
甘楽西部環境衛生施設組合	下仁田町、南牧村
吾妻東部衛生施設組合	中之条町*、高山村、東吾妻町
西吾妻環境衛生施設組合	中之条町*、長野原町、嬭恋村

渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川市、榛東村、吉岡町
太田市外三町広域清掃組合	太田市、千代田町、大泉町、 邑楽町

* 中之条町は合併により 2 組合で分別収集を行う。

(2) 市町村の分別収集計画の対象品目

別表 1 のとおり。

2 各年度における容器包装廃棄物の市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量（法第 9 条第 2 項第 1 号）

本県における市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量は、別表 2 のとおりである。

また、市町村の容器包装廃棄物の排出見込量を合算して得られる量は、表 2 のとおりである。

表 2 市町村の容器包装廃棄物の排出見込量の合算量（単位：トン）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
容器包装廃棄物	130,257.6	129,928.3	129,614.2	129,305.1	129,047.6

3 各年度における特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量（法第 9 条第 2 項第 2 号）

本県における市町村別の特定分別基準適合物ごとの分別収集見込量については、別表 3 - 1 から別表 3 - 7 までのとおりである。

また、市町村の特定分別基準適合物ごとの分別収集見込量を合算して得られる量は、表 3 のとおりである。

4 各年度における法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（法第 9 条第 2 項第 3 号）

本県における市町村別の法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の分別収集見込量については、別表 4 - 1 から別表 4 - 4 までのとおりである。

また、市町村の法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の分別収集見込量を合算して得られる量は、表 3 のとおりである。

表 3 市町村の品目別の分別収集見込量を合算して得られる量（単位：トン）

	品 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特定 分別 基準 適合物	無色ガラス	3,620.8	3,582.4	3,545.7	3,511.0	3,477.7
	茶色ガラス	3,313.6	3,262.1	3,211.3	3,165.2	3,119.7
	その他ガラス	2,008.9	2,002.8	1,995.1	1,989.3	1,984.7
	その他紙	1,982.0	1,961.0	1,944.1	1,926.3	1,908.1
	ペットボトル	4,317.5	4,342.6	4,368.7	4,397.4	4,427.4
	その他プラスチック	4,361.9	5,235.5	5,358.9	5,496.6	5,633.5
	うち白色トレイ	26.9	27.4	30.3	31.0	31.7
法2 条6 項物	スチール缶	2,054.5	2,008.8	1,966.2	1,926.2	1,908.4
	アルミ缶	2,371.5	2,358.1	2,345.7	2,334.5	2,325.4
	段ボール	12,371.8	12,268.5	12,185.7	12,129.2	12,094.4
	紙パック	191.0	189.5	188.2	187.1	186.2
	合 計	36,593.6	37,211.3	37,109.6	37,062.8	37,065.5

（注）「その他プラスチック」の量の中に「白色トレイ」は含まれる。

（参考）

県内の容器包装廃棄物の分別収集見込量と排出見込量（単位：トン）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
分別収集見込量 (A)	36,593.6	37,211.3	37,109.6	37,062.8	37,065.5
排出見込量 (B)	130,257.6	129,928.3	129,614.2	129,305.1	129,047.6
A/B	28.1%	28.6%	28.6%	28.7%	28.7%

第3 分別収集の促進に関する事項（法第9条第2項第4号）

1 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集を促進するには、県民一人ひとりの理解と協力が必要であることから、次のとおり広く県民に対し普及啓発を図る。

(1) 広報媒体等を通じた普及啓発活動の実施

容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進が図られるよう、排出抑制と分別収集の必要性や県民等のそれぞれの責務について、県ホームページ等の広報媒体やぐんま環境フェスティバル等のイベント等を通じて広く普及啓発を図る。

(2) 環境教育・学習等による普及啓発

学校での環境教育、地域での環境学習等を通じて、容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集及び再商品化等の意義や仕組みに関する知識の普及を図るため、普及啓発資料の作成・配布、小中学校等への出前授業である「動く環境教室」の実施、こども向けイベントへの講師の派遣等を行う。

また、一般廃棄物の処理実態等について県民に正しく認識してもらうとともに、ごみの分別排出等を適切に進めるため、「環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」、「ぐんま3R宣言」、「出前なんでも講座」や「みんなのごみ減量フォーラム」を活用した普及啓発を行う。

(3) リユース食器の利用促進

お祭りやコンサート、スポーツ観戦といったイベント会場において使用されている使い捨て容器を削減するため、飲食物を提供する団体等に対し、NPO法人等がリユース食器を貸し出すことにより、リユース食器の普及啓発を図る。

2 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等を背景に、ごみの減量やリサイクルの推進に対する県民の関心は高まりつつあり、容器包装廃棄物に関しても従来より効果的、効率的な分別収集が求められている。容器包装廃棄物の更なる分別収集を促進するためには、県も含め市町村相互が情報や意見の交換を行い、連携をより一層強化することが必要である。

県では、市町村から半期に1度提出される分別収集状況調査報告書により市町村の分別収集に関する情報を把握していることから、分別収集を効率的に実施するために役立つ情報を市町村に提供する。

また、「循環型社会づくり推進に向けた情報・意見交換」等を活用して、市町村相互のあるいは県と市町村の情報交換を促進し、分別区分や分別ルー

ルの標準化に向けて情報共有を図る。

3 その他の分別収集の促進に関する事項

(1) 県民、民間団体、事業者、行政等、各主体相互の連携の推進

容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集及び再商品化並びに再商品化して得られる製品の利用促進について、県民、民間団体、事業者、行政等、各主体相互が連携するような取組を推進する。

(2) 新たな回収拠点の整備及び既設拠点における回収品目の拡大

容器包装廃棄物の更なる分別収集を促進するため、新たな回収拠点の整備や、回収品目の拡大を検討する市町村へ情報提供を行う。

(3) リサイクル製品の率先利用

容器包装廃棄物の再商品化を促進するためには、再商品化によって得られるリサイクル製品の利用拡大を図ることが必要である。

そのため、県では、県による物品の購入に際しては、グリーン購入法に基づいて策定したグリーン購入指針により、再生紙、再生プラスチックの事務用品、ペットボトルを再生した作業服等のリサイクル製品を積極的に購入する。

さらに、県が行う公共事業では、ガラスびんカレット、再生プラスチック等を原材料とするリサイクル建設資材等の使用に努める。

(4) 分別基準適合物の指定法人等への円滑な引き渡し

容器包装廃棄物の分別収集が適正に実施され、これにより得られた分別基準適合物の再商品化を安定的に進めるため、県は、分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すよう、市町村に対し助言等を行う。

(5) プラスチックごみの一括回収の促進

プラスチック資源循環促進法によりプラスチック製容器包装廃棄物と容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物を市町村が一括回収（分別収集）し、再商品化することを可能にする仕組みが設けられたため、市町村がプラスチックごみの一括回収（分別収集）を速やかに実施できるよう支援する。

(6) 店頭回収の促進等による回収方法・回収ルート of 拡充

回収方法や回収ルートを多様化することで回収量の増加が期待できるプラスチック製容器包装廃棄物等のプラスチックごみについては、店頭回収の活用を促進する等、市町村や小売事業者等と連携して回収方法や回収ルートの拡充を推進する。

(7) プラスチックごみ「ゼロ」の推進

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例に基づき、県民それぞれの立場から、プラスチックごみ削減について、取り組むことを促進するよう、普及啓発その他の施策を講じ、また、市町村におけるプラスチックごみの分別収集等に対し、必要な技術的助言等を行うことにより、プラスチック製容器包装廃棄物を含むプラスチックごみの排出抑制、分別収集及び再商品化等を推進する。

別表 1 市町村の分別収集計画の対象品目

NO	市町村名	分別収集実施時期										実施 品目 数	
		がら			その他紙	PETボトル	その他プラスチック		スチール缶	アルミ缶	段ボール		紙パック
		無色	茶色	その他			うち白色トレイ						
1	前橋市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10
2	高崎市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10
3	桐生市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10
4	伊勢崎市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10
5	太田市	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	9
6	沼田市	5	5	5		5	5		5	5	5	5	9
7	館林市	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	10
8	渋川市	5	5	5	5	5	6		5	5	5	5	10
9	藤岡市	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	10
10	富岡市	5	5	5		5	5		5	5	5	5	9
11	安中市	5	5	5		5	7	7	5	5	5	5	9
12	みどり市	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	9
13	榛東村	5	5	5	5	5	6		5	5	5	5	10
14	吉岡町	5	5	5	5	5	6		5	5	5	5	10
15	上野村	5	5	5	9	5	9	9	5	5	5	9	10
16	神流町	5	5	5		5			5	5	5	5	8
17	下仁田町	5	5	5		5			5	5	5	5	8
18	南牧村	5	5	5		5			5	5	5	5	8
19	甘楽町	5	5	5		5	5		5	5	5	5	9
20	中之条町	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	10
21	長野原町		5	5		5			5	5	5	5	7
22	嬭恋村		5	5		5			5	5	5	5	7
23	草津町	5	5	5		5			5	5	5		7
24	高山村	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	10
25	東吾妻町	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	10
26	片品村	5	5	5		5	8		5	5	5	5	9
27	川場村	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	9
28	昭和村	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10
29	みなかみ町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10
30	玉村町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10
31	板倉町	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	10
32	明和町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10
33	千代田町	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	9
34	大泉町	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	9
35	邑楽町	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	9
	令和5年度	33 94.3%	35 100.0%	35 100.0%	17 48.6%	35 100.0%	23 65.7%	13 37.1%	35 100.0%	35 100.0%	35 100.0%	33 94.3%	平均 9.3
	令和6年度	33 94.3%	35 100.0%	35 100.0%	17 48.6%	35 100.0%	26 74.3%	13 37.1%	35 100.0%	35 100.0%	35 100.0%	33 94.3%	
	令和7年度	33 94.3%	35 100.0%	35 100.0%	17 48.6%	35 100.0%	27 77.1%	14 40.0%	35 100.0%	35 100.0%	35 100.0%	33 94.3%	
	令和8年度	33 94.3%	35 100.0%	35 100.0%	17 48.6%	35 100.0%	28 80.0%	14 40.0%	35 100.0%	35 100.0%	35 100.0%	33 94.3%	
	令和9年度	33 94.3%	35 100.0%	35 100.0%	18 51.4%	35 100.0%	29 82.9%	15 42.9%	35 100.0%	35 100.0%	35 100.0%	34 97.1%	

(注1) 表中の「5」～「9」とは、令和5年度から令和9年度に分別収集を計画していることを示す。

(注2) 年度、品目別集計欄の上段は市町村数、下段は全市町村に対する割合。

(注3) 市町村別の実施品目数（計画期間内に取り組む品目数）について、その他プラスチックと白色トレイの両方を実施する場合は、1品目としてカウントしている。

別表2 市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量

(単位:トン)

市町村名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
前橋市	18,908.3	18,840.2	18,772.4	18,704.8	18,637.5
高崎市	33,711.0	34,077.0	34,443.0	34,808.0	35,174.0
桐生市	5,568.4	5,504.5	5,441.3	5,378.8	5,317.0
伊勢崎市	12,467.9	12,422.2	12,376.2	12,330.3	12,284.7
太田市	11,592.0	11,588.0	11,584.0	11,580.0	11,576.0
沼田市	3,597.0	3,563.0	3,529.0	3,494.0	3,469.0
館林市	1,846.2	1,820.4	1,794.5	1,778.6	1,762.4
渋川市	7,424.9	7,314.5	7,205.1	7,093.2	6,981.1
藤岡市	5,282.6	5,231.9	5,179.5	5,126.3	5,072.7
富岡市	3,221.0	3,186.0	3,152.0	3,118.0	3,084.0
安中市	4,181.5	4,124.7	4,068.2	4,012.0	3,956.3
みどり市	3,887.4	3,861.2	3,835.2	3,809.3	3,783.6
榛東村	953.9	955.8	957.6	959.1	960.6
吉岡町	1,724.6	1,732.8	1,740.9	1,749.1	1,757.3
上野村	21.8	21.4	21.0	20.5	20.1
神流町	96.3	82.9	79.4	76.5	73.6
下仁田町	75.0	73.0	71.0	69.0	67.0
南牧村	25.0	24.0	23.0	22.0	22.0
甘楽町	822.7	816.1	809.5	803.0	796.8
中之条町	1,273.6	1,247.6	1,221.6	1,195.5	1,169.5
長野原町	351.0	349.6	348.3	347.0	345.7
嬭恋村	586.7	574.8	562.9	551.0	539.0
草津町	1,199.0	1,192.0	1,188.0	1,185.0	1,183.0
高山村	224.1	221.0	217.8	214.7	211.7
東吾妻町	1,013.8	997.2	980.7	964.7	948.6
片品村	384.6	377.2	369.9	362.7	355.6
川場村	249.3	247.1	244.9	242.7	240.5
昭和村	257.0	255.0	253.0	251.0	249.0
みなかみ町	1,239.0	1,214.0	1,190.0	1,166.0	1,143.0
玉村町	2,776.2	2,741.4	2,706.7	2,671.9	2,673.2
板倉町	463.1	459.2	455.3	448.3	441.3
明和町	590.7	589.6	588.3	587.1	585.8
千代田町	651.0	644.0	637.0	630.0	623.0
大泉町	2,337.0	2,338.0	2,339.0	2,340.0	2,341.0
邑楽町	1,254.0	1,241.0	1,228.0	1,215.0	1,202.0
全市町村合計	130,257.6	129,928.3	129,614.2	129,305.1	129,047.6
甘楽西部環境衛生施設組合	100.0	97.0	94.0	91.0	89.0
吾妻東部衛生施設組合	2,447.3	2,405.5	2,363.8	2,322.6	2,281.5
西吾妻環境衛生施設組合	1,001.9	984.7	967.5	950.3	933.0
渋川地区広域市町村圏振興整備組合	10,103.4	10,003.1	9,903.6	9,801.4	9,699.0
太田市外三町広域清掃組合	15,834.0	15,811.0	15,788.0	15,765.0	15,742.0

別表3-1 無色ガラス(規則第4条第1号)

(単位:トン)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
前橋市	821.9	790.1	759.6	730.2	702.0	753.8	725.5	698.3	672.1	646.9	68.1	64.6	61.3	58.1	55.1
高崎市	935.9	946.1	956.2	966.4	976.6	678.4	685.7	693.1	700.4	707.8	257.5	260.4	263.1	266.0	268.8
桐生市	60.4	59.7	59.1	58.4	57.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.4	59.7	59.1	58.4	57.7
伊勢崎市	64.5	64.2	64.0	63.9	63.9	52.9	52.7	52.5	52.4	52.4	11.6	11.5	11.5	11.5	11.5
太田市	414.6	413.2	412.0	410.7	409.4	414.6	413.2	412.0	410.7	409.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沼田市	134.8	133.6	132.3	131.0	130.0	134.7	133.5	132.2	130.9	129.9	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
館林市	206.1	203.2	200.3	198.6	196.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	206.1	203.2	200.3	198.6	196.8
渋川市	115.3	113.6	111.9	110.2	108.4	111.0	109.4	107.8	106.1	104.4	4.3	4.2	4.1	4.1	4.0
藤岡市	106.7	105.7	104.6	103.6	102.5	106.7	105.7	104.6	103.6	102.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
富岡市	68.0	67.3	66.6	65.8	65.1	68.0	67.3	66.6	65.8	65.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安中市	60.3	59.5	58.7	57.9	57.1	60.3	59.5	58.7	57.9	57.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
みどり市	29.0	28.8	28.6	28.4	28.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.0	28.8	28.6	28.4	28.2
榛東村	10.8	11.1	11.4	11.6	11.9	6.3	6.3	6.3	6.2	6.2	4.5	4.8	5.1	5.4	5.7
吉岡町	33.0	33.2	33.4	33.5	33.7	32.0	32.2	32.3	32.5	32.6	1.0	1.0	1.1	1.0	1.1
上野村	4.1	4.0	4.0	3.9	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	4.0	4.0	3.9	3.8
神流町	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3
下仁田町	15.0	14.6	14.1	13.7	13.4	15.0	14.6	14.1	13.7	13.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
南牧村	5.0	4.8	4.7	4.6	4.4	5.0	4.8	4.7	4.6	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
甘楽町	24.1	23.8	23.5	23.2	22.9	24.1	23.8	23.5	23.2	22.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中之条町	41.2	40.4	39.7	38.9	38.2	40.8	40.0	39.3	38.5	37.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
長野原町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
嬭恋村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
草津町	40.0	40.0	39.0	39.0	38.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	40.0	39.0	39.0	38.0
高山村	7.5	7.4	7.3	7.3	7.1	7.4	7.3	7.2	7.2	7.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
東吾妻町	33.0	32.5	31.9	31.4	30.9	32.6	32.2	31.6	31.1	30.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
片品村	13.4	13.2	12.9	12.6	12.4	13.4	13.2	12.9	12.6	12.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
川場村	10.9	10.8	10.7	10.6	10.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.9	10.8	10.7	10.6	10.5
昭和村	20.6	20.4	20.2	20.0	19.8	20.6	20.4	20.2	20.0	19.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
みなかみ町	39.0	38.0	38.0	37.0	37.0	39.0	38.0	38.0	37.0	37.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
玉村町	94.7	93.5	92.3	91.2	90.0	94.7	93.5	92.3	91.2	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
板倉町	36.2	35.8	35.5	35.0	34.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.2	35.8	35.5	35.0	34.5
明和町	26.0	26.3	26.6	26.9	27.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.0	26.3	26.6	26.9	27.2
千代田町	20.5	20.2	20.0	19.7	19.4	20.5	20.2	20.0	19.7	19.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大泉町	77.4	77.2	77.0	76.8	76.6	77.4	77.2	77.0	76.8	76.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
邑楽町	48.2	47.6	47.1	46.6	46.0	48.2	47.6	47.1	46.6	46.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	3,620.8	3,582.4	3,545.7	3,511.0	3,477.7	2,857.4	2,823.8	2,792.3	2,760.8	2,731.6	763.4	758.6	753.4	750.2	746.1
組合名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
甘楽西部環境衛生施設組合	20.0	19.4	18.8	18.3	17.8	20.0	19.4	18.8	18.3	17.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吾妻東部衛生施設組合	81.7	80.3	78.9	77.6	76.2	80.8	79.5	78.1	76.8	75.4	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8
西吾妻環境衛生施設組合	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
渋川地区広域市町村圏振興整備組合	159.1	157.9	156.7	155.3	154.0	149.3	147.9	146.4	144.8	143.2	9.8	10.0	10.3	10.5	10.8
太田市外三町広域清掃組合	560.7	558.2	556.1	553.8	551.4	560.7	558.2	556.1	553.8	551.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

別表3-2 茶色ガラス(規則第4条第2号)

(単位:トン)

市町村名	特定分別基準適合物の量の見込み					(指定法人等への引渡見込量)					(市町村独自処理予定量)				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
前橋市	568.9	542.8	517.9	494.1	471.3	519.9	496.3	473.7	452.2	431.6	49.0	46.5	44.2	41.9	39.7
高崎市	735.5	743.4	751.4	759.4	767.4	552.0	558.0	564.0	570.0	576.0	183.5	185.4	187.4	189.4	191.4
桐生市	98.3	97.2	96.1	95.0	93.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.3	97.2	96.1	95.0	93.9
伊勢崎市	138.9	138.4	137.9	137.7	137.6	119.6	119.1	118.7	118.6	118.4	19.3	19.3	19.2	19.1	19.2
太田市	360.7	349.0	337.7	326.7	316.1	360.7	349.0	337.7	326.7	316.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沼田市	137.0	135.7	134.4	133.1	132.2	116.0	114.9	113.8	112.7	111.9	21.0	20.8	20.6	20.4	20.3
館林市	187.0	184.4	181.7	180.1	178.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	187.0	184.4	181.7	180.1	178.5
渋川市	123.6	121.9	120.0	118.1	116.2	118.9	117.2	115.4	113.6	111.8	4.7	4.7	4.6	4.5	4.4
藤岡市	123.2	122.0	120.8	119.6	118.3	123.2	122.0	120.8	119.6	118.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
富岡市	107.5	106.4	105.2	104.1	103.0	107.5	106.4	105.2	104.1	103.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
安中市	90.5	89.3	88.1	86.9	85.7	90.5	89.3	88.1	86.9	85.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
みどり市	44.3	44.0	43.7	43.4	43.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	44.3	44.0	43.7	43.4	43.1
榛東村	11.3	11.6	11.9	12.2	12.5	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	4.6	4.9	5.2	5.5	5.8
吉岡町	35.4	35.6	35.8	35.9	36.1	34.3	34.5	34.6	34.8	35.0	1.1	1.1	1.2	1.1	1.1
上野村	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
神流町	6.2	5.9	5.7	5.5	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.2	5.9	5.7	5.5	5.3
下仁田町	18.9	18.3	17.8	17.3	16.7	18.9	18.3	17.8	17.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
南牧村	6.3	6.1	5.9	5.7	5.6	6.3	6.1	5.9	5.7	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
甘楽町	23.7	23.4	23.1	22.8	22.5	23.7	23.4	23.1	22.8	22.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中之条町	51.7	50.8	49.8	48.9	47.9	46.2	45.4	44.5	43.7	42.8	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1
長野原町	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
嬭恋村	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0
草津町	33.0	33.0	32.0	32.0	32.0	33.0	33.0	32.0	32.0	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高山村	9.6	9.5	9.4	9.3	9.1	8.4	8.3	8.2	8.1	7.9	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
東吾妻町	42.1	41.4	40.7	40.0	39.4	37.0	36.4	35.8	35.2	34.6	5.1	5.0	4.9	4.8	4.8
片品村	20.5	20.1	19.8	19.4	19.0	18.4	18.0	17.7	17.3	17.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0
川場村	12.7	12.6	12.5	12.3	12.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.7	12.6	12.5	12.3	12.2
昭和村	23.0	22.8	22.6	22.4	22.2	23.0	22.8	22.6	22.4	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
みなかみ町	42.0	41.0	40.0	40.0	39.0	42.0	41.0	40.0	40.0	39.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
玉村町	61.4	60.6	59.8	59.1	58.3	61.4	60.6	59.8	59.1	58.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
板倉町	40.7	40.3	40.0	39.4	38.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.7	40.3	40.0	39.4	38.7
明和町	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0
千代田町	17.9	17.2	16.5	15.8	15.1	17.9	17.2	16.5	15.8	15.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大泉町	67.4	65.2	63.2	61.2	59.2	67.4	65.2	63.2	61.2	59.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
昌楽町	41.9	40.2	38.6	37.0	35.5	41.9	40.2	38.6	37.0	35.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
全市町村合計	3,313.6	3,262.1	3,211.3	3,165.2	3,119.7	2,594.8	2,549.3	2,504.4	2,463.5	2,422.9	718.8	712.8	706.9	701.7	696.8
組合名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
甘楽西部環境衛生施設組合	25.2	24.4	23.7	23.0	22.3	25.2	24.4	23.7	23.0	22.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
吾妻東部衛生施設組合	103.3	101.6	99.8	98.1	96.3	91.6	90.1	88.5	87.0	85.3	11.7	11.5	11.3	11.1	11.0
西吾妻環境衛生施設組合	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8
渋川地区広域市町村圏振興整備組合	170.3	169.1	167.7	166.2	164.8	159.9	158.4	156.7	155.1	153.5	10.4	10.7	11.0	11.1	11.3
太田市外三町広域清掃組合	487.9	471.6	456.0	440.7	425.9	487.9	471.6	456.0	440.7	425.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

